

## 板柳町結婚活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の独身男女の出会いや結婚を推進するため結婚活動支援を活性化し、町内で結婚活動支援を行う団体(以下「団体等」)が事業を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、板柳町補助金等の交付に関する規則(平成13年3月27日板柳町規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のすべてを満たす事業とする。

- (1) 満20歳以上の独身男女を対象とする交流イベントを実施すること。
  - (2) 交流イベント等の参加者は10人以上とし、その3分の1以上が板柳町に在住又は勤務する者とする。
  - (3) 交流イベント等の参加者は男女同数を目標に広く募集すること。
  - (4) 交流イベント等の参加者数、内容等に応じ適正な額の参加費を設定し、参加者から徴収すること。
  - (5) 交流イベント等の主会場は、板柳町内とすること。ただし、やむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。
  - (6) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でない認められる内容は含まないこと。
- 2 補助対象事業は、補助金の交付決定の日から当該年度末日までに実施される事業とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかの事業に該当するときは、この要綱による補助対象事業としないものとする。
- (1) 他の補助金等の交付を受けている事業又は補助対象となる予定の事業
  - (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
  - (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと町長が判断する事業
  - (4) その他補助することが適当でないと町長が認める事業

(交付の対象となる者)

第3条 交付の対象となる者は、住所又は活動場所が町内にあり、補助の対象となる活動を

確実に実行できる5名以上の団体であって、第7条により交付の決定を受けた者とする。

2 補助対象者に対する補助金の交付決定は、年度内において1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条に規定する補助対象事業の実施に必要な経費とし、人件費及び備品購入費、食糧費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業に要する経費のうち前条に規定する補助対象経費から、参加費を控除した額とし、1事業につき15万円を限度とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、板柳町結婚活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 板柳町結婚活動支援事業補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) 板柳町結婚活動支援事業補助金収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合において、書類の内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、板柳町結婚活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の支払いを受けようとするときは、板柳町結婚活動支援事業補助金請求書を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、板柳町結婚活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (2) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真等活動実績を明らかにする資料
- (3) 計画策定若しくは資料等作成事業にあつては、その成果品

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助金を交付した者に対し、報告会等での発表を求めることができる。

(書類等の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

板柳町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者  
氏名

印

### 板柳町結婚活動支援事業補助金交付申請書

平成28年度において、板柳町結婚活動支援事業を実施したいので、板柳町補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、下記のとおり板柳町結婚活動支援事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び完了予定年月日
- 3 総事業費
- 4 補助金等の申請額
- 5 添付書類
  - (1)板柳町結婚活動支援事業補助金実施計画書
  - (2)板柳町結婚活動支援事業補助金収支予算(決算)書
  - (3)その他参考事項

様式第2号

板柳町結婚活動支援事業補助金実施計画書

団体名

---

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業の内容	
4 参加予定人数	男 人(うち板柳町内在住 人) 女 人(うち板柳町内在住 人)
5 実施体制	
6 スケジュール	

板柳町結婚活動支援事業補助金収支予算(決算)書

団体名 \_\_\_\_\_

収入の部

(単位:円)

区 分	予算(決算)額	内 容	備 考
町 補 助 金			
その他の収入	団体支出金		
	事業収入		
	そ の 他		
計			

支出の部

(単位:円)

区 分	予算(決算)額	内 容	備 考
補助対象経費			
	(小 計)		
その他の経費			
	(小 計)		
合 計			

様式第4号

発第 号  
平成 年 月 日

申請者 団体名  
代表者名 ⑩

板柳町長 ⑩

### 板柳町結婚活動支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった板柳町結婚活動支援事業補助金を下記により交付することに決定したので、板柳町補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

板柳町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者  
氏名

印

### 板柳町結婚活動支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付の 発第 号をもって交付の通知のあった平成28年度板柳町結婚活動支援事業補助金について、板柳町補助金等の交付に関する規則12条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

#### 記

- 1 事業の成果概要
- 2 収支の決算報告書
- 3 今後の運営方針
- 4 付された条件
- 5 その他



平成 年 月 日

板柳町長

殿

団体名

代表者名

⑩

### 板柳町結婚活動支援事業補助金請求書

平成 年 月 日付け 発第 号により交付決定のあった平成 年度板柳町結婚活動支援事業補助金について、板柳町補助金等の交付に関する規則第6条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

1 請求額 円

2 添付書類 振込先通帳の写し